

ろくろくクラブ会則

(制定理由)

第1条 同志社大学政法会ろくろくクラブ（以下、本クラブという。）の前身のろくろく会は、2011年7月24日に第一回目の行事を開催して以来11回にわたり行事を実施してきたが、卒後50年を契機に政法会支部規程に基づく卒年クラブに組織変更をするため会則を制定するものとする。

(目的)

第2条 本クラブは、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(名称)

第3条 本クラブとは、同志社大学法学部1966年度入学生の同窓組織とする。

(会員制度)

- 第4条 本クラブは、幹事の実務負荷と財政負担を軽減するため会員制とする。会員とは、過去ろくろく会の行事又は卒業年別記念同窓会並びに総会後の懇親会に参加した者及び本クラブに加入を希望する意思表示をした者をいう。
- 2 退会の届出（書面・メール・電話等）をした者については、代表幹事が受理した時点で退会とする。
 - 3 会員が逝去された場合には、遺族等からの連絡を受けた時点で退会とする。

(幹事)

- 第5条 本クラブに、以下の幹事を置き、各自所掌業務を担当する。
- (1)代表幹事 本クラブを代表する。
 - (2)庶務幹事 行事案内発送及び返信受付並びに参加者名簿作成業務を担当、併せて本クラブ会員データの管理業務を担当
 - (3)会計幹事 金銭の出納及び残余金の管理業務を担当
 - (4)年度幹事 年度ごとの行事の企画立案及び実施業務（行事当日の会費授受及び飲食店等への支払い業務を含む。）を担当
 - (5)推薦幹事 本クラブの運営について具申する業務を担当
- 2 代表幹事、庶務幹事及び会計幹事は、幹事会で選出する。
 - 3 年度幹事は、毎年度持ち回りとし、原則2名体制とする。
 - 4 推薦幹事は、代表幹事が指名する。
 - 5 代表幹事以外の幹事は、当分の間兼務を可とする。

(幹事会)

第6条 幹事会は、代表幹事、庶務幹事、会計幹事、年度幹事、推薦幹事で構成し、会則の改廃、年度行事の開催要領、解散などの重要事項について協議決定

するものとする。

- 2 幹事会を原則として年1回開催（対面又はZOOM）するものとする。

（運営協力金）

第7条 入会時に運営協力金として1,000円の協賛を依頼することができる。ただし、運営協力金の残高が少なくなった時には、追加を依頼することができる。

- 2 運営協力金は、郵便代・封筒代・祝電代・弔電代・アカウント料などの共通経費に充当する。

（行事）

第8条 原則として、年1回行事を開催するものとする。

- 2 行事に係る実費（飲食代・交通費・入館料等の直接費）は、都度参加者から徴収するものとする。
- 3 会員の家族も実費を負担して参加できるものとする。
- 4 行事案内に対し連続して2回無回答の者については、以降案内は送付しないものとする。

（略称）

第9条 同志社大学政法会ろくろくクラブの略称を、『ろくろくクラブ』とする。

（解散）

第10条 幹事のなり手がなく運営が困難となった場合には、幹事会の承認日に解散する。

- 2 解散時にろくろくクラブの運営協力金の残額がある場合には、その残金を政法会に寄付する。

（経緯）

第11条 本会則は、2022年11月13日開催の卒業年別記念同窓会で承認を得て施行したろくろく会会則を改正したものである。

附則 本会則は、2023年7月15日（常務委員会会長報告日）から施行する。